

# 募集要項

## 令和5年度「観光産業の高付加価値な観光サービスを提供する人材の育成に向けた留学支援事業」の留学生（支援対象者）募集

### 事業概要

高付加価値な観光サービスを提供できる人材の育成に向け、先進的な人材育成を行っている海外の教育機関への現地留学を希望する観光産業従事者等を支援します。

#### 支援内容

2023年7月以降に始まり2024年3月末までに修了する1セメスター分の学費の給付。

※邦貨での支払いのため、また、支援総額との兼ね合いから、多少の減額が発生することがあります。

※対象者が申告する取得見込み単位数の妥当性、教育機関ごとの単位の取得難易度等を踏まえ、場合によっては支援できない場合があります。

※合否結果が出る前に現地渡航を予定している場合、セメスター開始が2023年7月以降で、オンラインにて事務局が定める選考・面接が可能な場合に限り応募を認めます。

※支援内容は学費（授業料）のみとなります。（入学金、渡航費、滞在費、VISA取得費用、保険、教科書代等は含みません。なお、留学中の災害、テロ、事故、疾病、犯罪等による人的及び物的損害についても、観光庁は一切の責任を負いません。）

#### 給付方法

給付対象となるセメスターを修了したことが確認された後、対象額を一括で2024年3月末までに、本人名義の預貯金口座に振り込みます。

#### 返納義務

後に詳述の通り応募資格や支援決定者の義務を満たせない場合は返納いただくことがあります。

### 応募資格

以下の各項目にいずれも該当する方

- 2023年7月以降に、海外の大学（ホスピタリティ関連の学部、学科、SchoolまたはCollege等での学士（Bachelor）又は修士（Master）プログラム）に入学する者（年齢制限なし、応募の段階で合格していなくても応募は可）。

※オンライン受講のみは対象外。一部オンライン受講は認めるが、現地で授業を受けられるものであること。

- 支援を希望する教育機関で教育を受けるに際し、他の奨学金、補助金等を過去に受領しておらず、今後も受領予定がない者
- 卒業後1年以内に、旅館業法に基づき許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所、下宿、旅行業法に基づき登録を受けた旅行者、旅行業代理業者、旅行サービス手配業者、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づく登録DMO、候補DMOで働く、または起業する意思のある者
- 日本国籍を保有する者

## 募集概要

募集期間

2023年5月17日（水）～7月7日（金）午後5時

募集人数

10名程度

## 応募方法

1. メール又は郵送で、2. の必要書類を次の宛先まで送付してください（2023年7月7日（金）午後5時必着。（郵送の場合でも期限までに書類の到達が必須）。なお、応募は応募者本人からに限りません。

応募先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2

観光庁観光産業課人材班 留学支援事業担当

メールアドレス：hqt-kankoujinzai@ki.mlit.go.jp

2. 申請には、以下の書類が必要となります。

- 履歴書
- 留学計画（取得見込単位数、シラバス、学習計画）
- 入学証明書（ただし、応募の時点で提出出来ない場合、7月31日までに追加で提出）
- 見積書（もしくは領収書）等、1セメスター分の学費が分かるもの
- 小論文（応募動機、留学での目標、観光産業への夢、将来のキャリアプランを含めてください。A4で3～5枚程度）
- 宣誓書（以下の内容を宣誓）
  - (一) 支援金を受け取った後、5年以内に支援対象のセメスターを含む学位を取得し、卒業します。
  - (二) 卒業後1年以内に、旅館業法に基づき許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所、下宿、旅行業法に基づき登録を受けた旅行者、旅行業代理業者、旅行サービス手配業者、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づく登録DMO、候補DMOに入社（所属）、または起業します。
  - (三) 卒業後5年間は、(二)の組織に所属、または経営します。
  - (四) 卒業後5年間、毎年就労状況報告を行います（報告会の開催等で代用することもあり得る）。

- (五) (二) を満たした後に転職する場合においては、退職後半年以内に (二) に定める旅館業、旅行業、DMO に再就職します。
- (六) (一) ~ (五) を満たせない場合は、支援金を国庫に返納します。  
(規定の金額は支援金額の全額とし、卒業後半年経過するごとに 10% を減額)
- (七) 卒業後、観光庁の事業 (特に、高付加価値関係事業) に関し、国の求めに応じ、必要な協力をします。

※申請書類の保存データは、PDF、JPG、PNG の各形式を認めますが、不鮮明で内容が確認出来ない場合には、書類不備として不受理となる場合があります。

## 選考方法

- 申請書の内容に基づいて、書類選考、面接を実施し、最終的な支援対象者を決定いたします。
- 適格者多数の場合は、応募時に申告する取得見込み単位数や教育機関ごとの単位の取得難易度等を勘案し、適格度の高い者から採用します。  
※応募者数が定員未満であっても、審査の結果不採用となることもあります。
- 選考結果は応募者全員に、2023 年 8 月上旬 (予定) までに通知いたします。

## 支援決定後の提出書類

1. **振込先情報**  
支援金の振込先金融機関口座情報 (本人名義に限る) を所定の方法により、指定する期日までにお送りください。
2. **確認書 (誓約事項及び同意事項)**  
記載事項を確認し、本人及び保護者等が署名のうえ、指定する期日までにお送りください。
3. **支援対象セメスターの単位を取得したことが分かるもの**  
2024 年 2 月末までに成績証明書 (単位取得証明書)、留学成果報告書、在学証明書を提出ください。

## その他留意事項

- (一) 卒業後、半年以内に同分野の上級学位に進学 (学士から修士) し、更に 3 年以内に上級学位を取得する場合、一度限り宣誓書「二」の猶予を認めます。その際、「二」の期間は上級学位の取得時から起算し、宣誓書「三」~「四」の期間は当初の支援対象のセメスターを含む学位の取得時から起算します。
- (二) 疾病、事故等による後遺障害、死亡時は宣誓書「六」の義務を免除します。
- (三) 企業や組織側の一方的な事由による解雇、企業や組織が消滅した場合など、観光庁が認める場合は宣誓書「六」の義務を免除、又は猶予を与えます。

## 支援対象者の義務

- ・適切な保険に加入すること
- ・下記の場合には観光庁へ届け出ること
  - 休学するとき
  - 復学するとき
  - 大学より停学処分を受けたとき
  - 退学するとき
  - 5年以内に卒業ができないことが確定したとき
  - 他の大学や学部へ編入することが決まったとき
  - 当支援を辞退するとき
  - 登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

## 支援対象者の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当事業の支援決定者としての資格を失うこととなります。

- 停学となったとき
- 退学したとき
- 他の奨学金、補助金等を受領していたことが判明したとき
- 5年以内に卒業できる見込みがなくなったとき
- ビザが発給されないと判断されたとき
- 支援対象者より辞退の申し出があったとき
- 虚偽の申請をしたとき
- 強制帰国させられる等により、単位取得が出来ないと判断されたとき
- 学業成績又は品行が著しく不良で単位取得が出来なかったときまたは単位取得を証明できないとき
- 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- 前各号のほか、支援対象者として適当でない事実があったとき

※資格喪失した場合には、支援金を返還頂きます。

## 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、本事業に関すること（選考、本事業の進捗確認や卒業後の経過確認の連絡、本事業運営に関わる委託事業者への情報共有等）以外には一切使用しません。

## 年間スケジュール（予定）

令和5年5月17日：募集開始

令和5年7月7日：応募書類提出の受付締切

令和5年7月下旬：書類選考で選抜された者に対し面接を実施

令和5年8月10日頃：支援対象者の決定（支援対象者には、支援金の支給方法や返納条件などを説明し、契約書を交わす。）

令和5年9月1日頃：留学先の大学等に入学

令和6年2月29日：支援対象セメスターが終了

支援対象者は、留学成果報告書や単位取得証明書などを提出する。

令和6年3月1日以降：支援対象者の留学成果や今後のキャリアプランなどを確認する。支援対象者が宣誓書に記した条件を満たしているかどうかを判断する。

令和6年3月中旬以降：支援対象者に支援金を支給する。支援対象者は、引き続き留学先での修学を続ける。